

# 法定調書を光ディスク等で提出する際の申請方法等が変わります

- ▶ 平成 26 年度税制改正において、法定調書（※）を光ディスク等（CD・DVD・FD・MO）で提出する場合等の申請方法等が一部変更され、平成 26 年 4 月から施行されました。

※ 法定調書とは、所得税法などの規定により税務署に提出が義務づけられている資料をいい、平成 26 年 4 月 1 日現在、全部で 58 種類の法定調書があります（例：給与所得の源泉徴収票）。

## 改正の概要

### ◎ 本店等一括提出制度

支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて光ディスク等により提出（本店等一括提出）できることについて、法令上明確化されました。

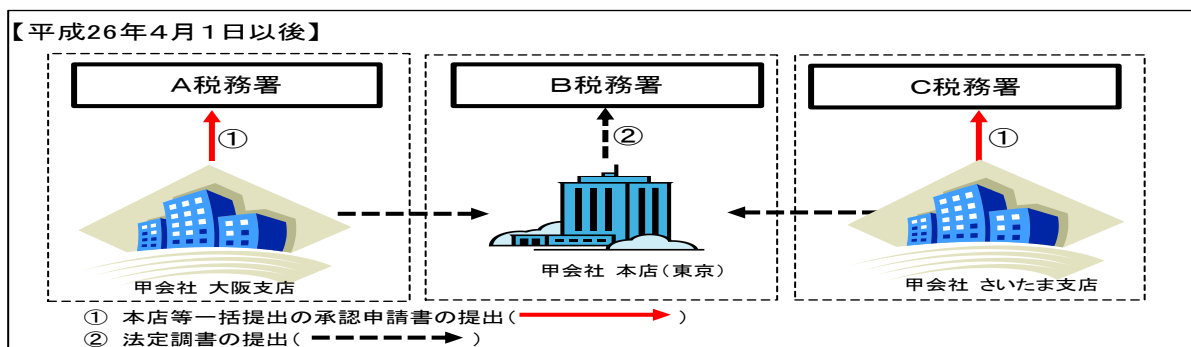
具体的には、支店等が当該支店等を所轄する税務署長の承認を受けた場合に、光ディスク等又は e-Tax により、当該支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて提出することができることとされています。

これに伴い、支店等が上記の本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して、承認申請書を提出することとなります（平成 26 年 4 月 1 日以後に提出する承認申請書から適用されます）。

なお、承認申請書の新様式については国税庁ホームページからダウンロードできます。

（掲載場所）[「国税庁ホームページ（ホーム）＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法定調書関係＞\[手続名\] 支払調書等の光ディスク等による提出申請手続」](#)

【光ディスク等により本店等一括提出を行う場合の承認申請書の提出について（イメージ）】



### ◎ みなし承認制度

従来は、「支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書」の提出があった場合には、申請につき承認した旨（又は承認をしないこととした旨）を税務署長が書面により通知することとされていましたが、その承認申請書の提出の日から2か月を経過しても通知がない場合には、その経過する日においてその申請は承認したものとみなされることとされました（平成 26 年 4 月 1 日以後に提出する承認申請書から適用されます）。

## 平成26年4月以後に税務署へ提出する光ディスク等のレーベル面への記載事項について

- ▶ 平成 26 年4月1日以後に税務署へ提出する光ディスク等については、従来その表面に記載していた「整理番号1（10桁）」に代えて、「局署番号（5桁）＋整理番号（8桁）」を記載してください。

【表面（レーベル面）への記載事項】

- ① 提出者名
- ② 提出者住所
- ③ 局署番号及び整理番号  
(5桁+8桁)  
(例:01101-00123456)
- ④ 法定調書の名称
- ⑤ 提出件数
- ⑥ 提出年月日
- ⑦ 正本・副本の区別
- ⑧ 総枚数及び一連番号



光ディスク等

税務署

(注) 1 「局署番号」とは、所轄税務署の番号をいいます。「局署番号表」は、以下を参照してください。  
<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/hoteichosho/06.htm>

2 「整理番号」とは、税務署から送付される法定調書合計表、確定申告書、法人税申告書や納付書などの右上に印字されている8桁の番号をいいます。  
(例：00123456)

## 平成26年4月以後に税務署に提出する各法定調書のレコードの内容及び記録要領について

- ▶ 平成 26 年4月1日以後に法定調書を光ディスク等により提出する場合には、「整理番号1」及び「整理番号2」の項目については、レコードの記録を省略しても差し支えありません。

(注) レコードの項目自体は残っていますので、レコードの項目数を減らさないようにしてください。

【例：レコードの内容及び記録要領（利子等の支払調書：301）】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	法定資料の種類	半角	3文字	「301」を記録してください。
2	整理番号1	半角	10文字	「整理番号1（10桁の数字）」を記録してください。 <b>（記録を省略しても差し支えありません。）</b>
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
7	整理番号2	半角	13文字	「整理番号2（13桁の数字）」を記録してください。 <b>（記録を省略しても差し支えありません。）</b>
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

なお、平成 26 年4月1日以後に光ディスク等により提出する各法定調書のレコードの内容及び記録要領については、国税庁ホームページから確認できます。

(掲載場所) [「国税庁ホームページ（ホーム）＞申告・納税手続＞法定調書の光ディスク等による提出のご案内＞2 光ディスク等による法定調書の提出＞光ディスク等の規格とレコードの内容及び記録要領について（法定調書）」](#)

- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)では、法定調書や合計表の様式のほか、法令解釈通達等の各種情報を掲載しております。
- 法定調書に関する一般的なご質問については、電話相談センターでお受けしています。所轄の税務署に電話していただき、自動音声に従って番号「1」を選択してください。